

短期組合員に係る令和6年度各経理の財源率等

区 分		月 次			期 末 手 当 等		
		掛 金 率	負 担 金 率	合 計	掛 金 率	負 担 金 率	合 計
短 期 経 理	短 期 分	53.00	53.00	106.00	53.00	53.00	106.00
		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	介 護 分	8.70	8.70	17.40	8.70	8.70	17.40
		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
調 整 負 担 金	/	0.10	0.10	/	0.10	0.10	
	/	1,000	1,000	/	1,000	1,000	
公 的 負 担 金	/	0.74	0.74	/	0.74	0.74	
	/	1,000	1,000	/	1,000	1,000	
保 健 経 理		2.0	2.0	4.0	2.0	2.0	4.0
		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
特 定 健 康 診 査 等 負 担 金		短期組合員1人当たり146円			/		
業 務 経 理	事 務 費 負 担 金	短期組合員1人当たり年額 5,140円 月額 428円(4月のみ 432円)					

注 1. 短期経理及び保健経理の率、並びに特定健康診査等負担金は、一般組合員と同一です。

2. 短期経理の介護分は、40歳以上65歳未満の組合員について徴収します。

3. 業務経理の事務費負担金は、一般組合員と異なります。

4. 期末手当等(合計)の限度額については、以下のとおりとなります。

短期給付に係るものは年度累計額5,730,000円。

(5,730,000円を超えることとなる場合には、当該累計額が5,730,000円となるよう、その月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は、零とします。)